

第 2 章

プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1 国の動き

国においては、1999(平成11)年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受け翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。2005(平成17)年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、以後5年ごとに見直しが図られ、2026(令和8)年に「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、「男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」の3つの政策領域について効果的な推進を図ることとしています。

また、女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取組につなげていくため2015(平成27)年に「女性活躍推進法」が制定されました。2022(令和4)年には法改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となりました。

そのほか、孤独・孤立対策や保護更正等の観点から多様化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援として、2024(令和6)年に「困難女性支援法」が施行されました。

第6次男女共同参画基本計画においてめざすべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 三重県の動き

県では、2000(平成12)年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、2002(平成14)年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

そして、2011(平成23)年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定した後、少子化の一層の進行、共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりやライフスタイルの変化等による社会情勢の変化に伴い、同計画の見直しを行うとともに2017(平成29)年に「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」が策定され、新たに女性活躍推進法の都道府県推進計画としても位置づけ、女性活躍推進法の気運醸成等の取組が展開されています。

また、2021(令和3)年3月には「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、新たに「SDGs(持続可能な開発目標)」の考え方を取り入れ、「ジェンダー平等の実現」をはじめとする各ゴールとの関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいくとともに、ダイバーシティの視点をふまえ、女性をはじめ多様な主体の参画・活躍に向けた施策が進められています。

3 松阪市の取組

本市では、2005(平成17)年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定し、「松阪市男女共同参画プラン」(2002(平成14)年策定)を国、県などの行動計画を背景に、意識調査を実施し、その結果を踏まえ、2007(平成19)年、2011(平成23)年、2016(平成28)年、2021(令和3)年に改定を行い、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。

これらの計画の着実な推進を図るため、プランの施策実施状況を毎年度取りまとめ、市民の代表で組織する男女共同参画審議会に進捗状況などについて審議、評価をいただき改善に努めています。

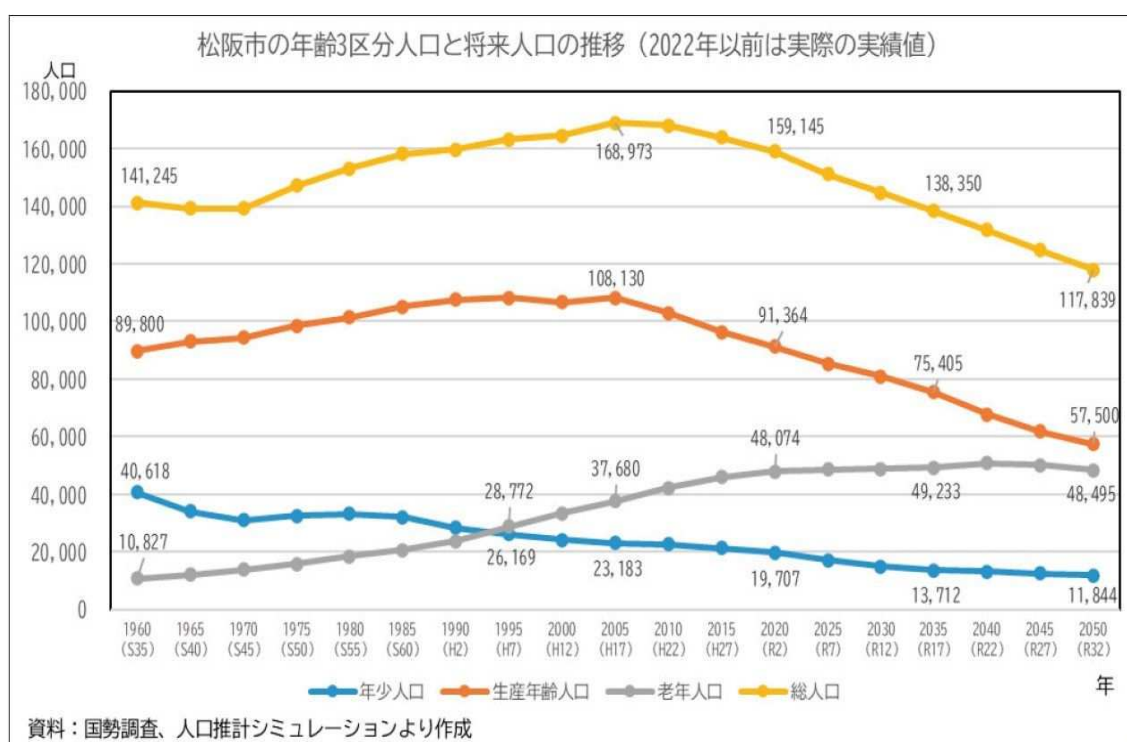
4 松阪市の現状

(1) 総人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は、2005(平成17)年の168,973人をピークに減少に転じており、2020(令和2)年の人口は159,145人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、人口推計シミュレーションによると、2050(令和32)年には117,839人と、2020(令和2)年の総人口の約3/4(74.0%)となる推計も出ています。

年齢3区分人口と構成比の推移を見ると、年少人口(0～14歳)は、1960(昭和35)年以降下がり続けており、2020(令和2)年の人口は19,707人で、全体の12.4%まで減少しています。反対に、老年人口(65歳以上)は上がり続け、2020(令和2)年で48,074人と全体の30.2%まで増加しています。今後もこの傾向が続くことが予測され、2050(令和32)年の年齢3区分人口構成比は、年少人口10.1%、生産年齢人口(15～64歳)48.8%、老年人口41.2%となる推計が出ています。

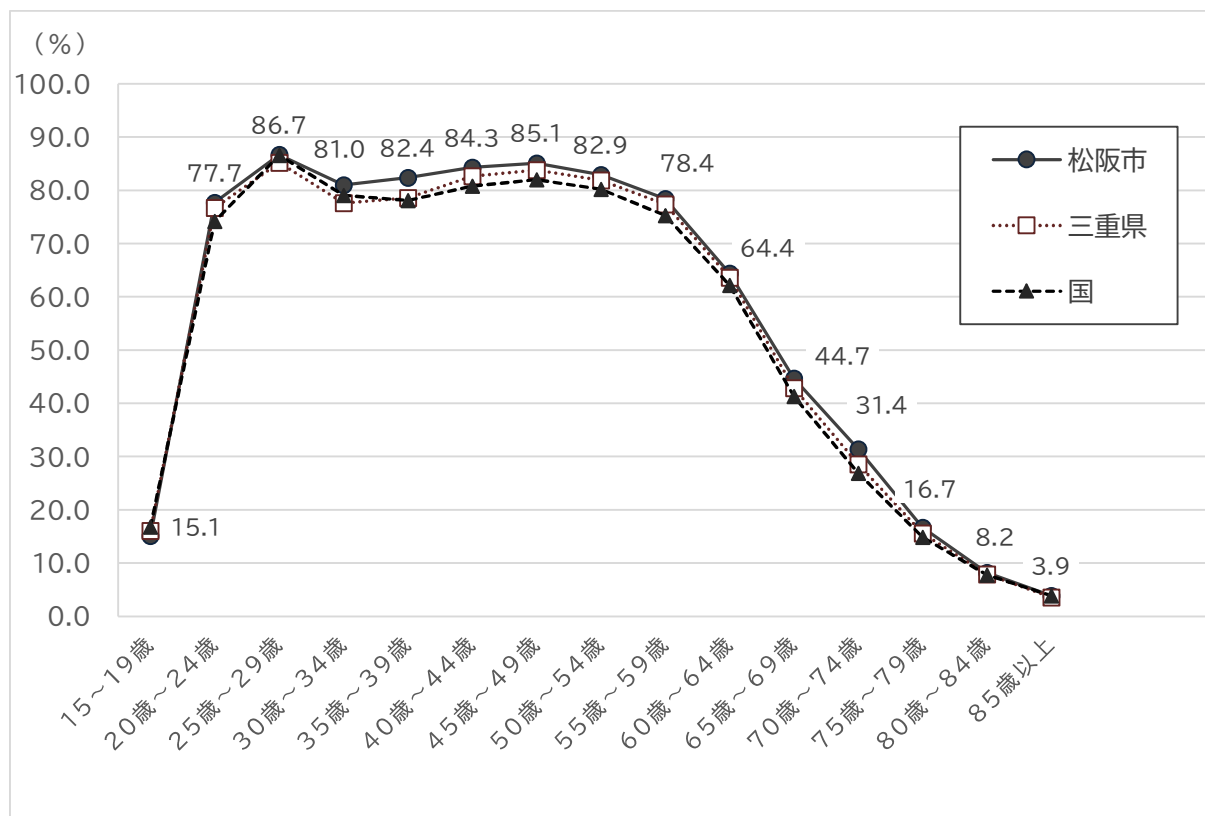
人口減少や少子高齢化の進行は、経済・社会活動の担い手の減少を意味しており、男女ともに活躍できる環境の整備が必要です。



(2)働く女性の状況

2020(令和2)年の国勢調査では、本市の30歳から34歳女性の労働力率は81.0%(2015(平成27)年国勢調査による本市の30歳から34歳女性の労働力率は76.5%)と過去より改善傾向がみられるものの、出産・育児期に落ち込み再び増加するM字カーブの傾向がみられます。20歳以上の労働力率はいずれの年齢別でも全国・三重県を上回っています。

【女性の年齢別労働力率】



資料：令和2年国勢調査